

社会保険労務法人 労務管理センター 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 1月 1日 ～ 令和 6年12月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇取得率を「仕事と生活の調和推進のための行動指針」推奨の70%を目指す。

<対策>

- 令和 4年 1月～ 新規付与日数から各自70%となる取得日数を従業員に周知。
- 令和 4年 5月～ 計画付与を含めた取得率の途中経過を個別面談にて確認。
- 令和 4年11月～ 個別面談にて途中経過を確認し、次年度の計画を立てる。

目標2：毎週水曜日をノー残業デーとした実施率100%を目指し、所定外労働の削減につなげる。

<対策>

- 令和 4年 1月～ 前年度までの実施率の周知。
- 令和 4年 1月～ 毎週水曜日をノー残業の基本曜日とし社内啓発を行う。
- 令和 4年 5月～ 個別面談にて各自の実施状況を確認。必要あれば仕事の分担等検討する。

目標3：介護直面した従業員が、正しい知識を持って対応できるよう周知し、介護離職ゼロを目指す。

<対策>

- 令和 4年 1月～ 地域包括支援センターを活用した介護のプランの立て方等を引き続き学習する。